

## <公募型プロポーザル>

### 加茂市地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託仕様書

#### 1. 件名

加茂市地球温暖化対策実行計画策定支援業務

#### 2. 業務の目的

本業務は、令和4年度（第2次補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」（以下「環境省補助金」という。）を活用し、「加茂市ゼロカーボンシティ宣言」の目標である「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成に向け、再エネ導入目標やその実現に向けた戦略等を示す加茂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定するための支援業務を委託するものである。

#### 3. 契約内容

##### (1) 委託契約期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

##### (2) 委託上限額

9,997,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 4. 基本的事項

##### (1) 遵守事項

ア 本業務は、環境省補助金を活用することから、この補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行すること。

イ 環境省が定める「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」等、国の関連計画やマニュアル、社会動向など最新の情報を踏まえた上で業務を進めること。

##### (2) 契約締結後の提出書類

契約締結後直ちに以下に示す書類を提出すること。

ア 業務着手届書

イ 主任**担当者**届出書及びその経歴書

ウ 実施計画書（詳細工程表含む）

エ その他必要な書類

##### (3) 協議・打合せ

業務着手時、業務の主要な区切りで打合せを実施する。なお、受託者は、打合せ協議については、議事録を作成のうえ、市に提出し承認を受けるものとする。また、受託者は本業務の遂行に当たって、必要な関係機関との協議または協議を求められた場合は、誠意をもってこれに当たるとともに、協議内容を遅滞なく市へ報告するものとする。

## 5. 業務内容

### (1) 基礎情報の整理及び現状分析

#### ①計画策定の背景・目的等の整理

計画策定にあたって必要となる国内外の環境動向、実行計画策定の必要性と目的を整理する。

#### ②基礎情報の収集及び分析

計画の立案に必要な情報（本市の自然・経済・社会に関する基礎データ、温室効果ガス排出量や再エネの導入の状況・ポテンシャル量等）の収集と分析を行う。

### (2) 温室効果ガス排出量に関する推計

本市における温室効果ガスの排出量及び森林等による吸収量について、基準年度から最新年度まで算出するとともに、今後追加的な対策を行わない場合の将来推計を行う。なお、推計に当たっては、部門別（産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門など）に推計し、可能な限り複数のシナリオ別の将来推計を行うものとする。

### (3) アンケート調査の実施

市民及び事業者を対象にアンケート調査を実施する。調査票の設計、調査結果の集計・分析は受託者が行うものとする。なお、アンケート調査内容は、本市の計画策定に必要な情報が取得できる内容を提案すること。

### (4) 地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本市の温室効果ガスの将来推移や再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえ、本市において温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した社会の状態に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにした脱炭素シナリオを作成する。

また、脱炭素シナリオが実現した社会の姿である将来ビジョンを示し、その実現に向けた施策の方向性を作成する。なお、シナリオは、長期目標（2050年）だけでなく、中間目標（2030年）を設定して作成する。

将来ビジョンは、環境面だけでなく、産業振興、防災、交通など本市における複数の地域課題をエネルギーの分野から同時解決するものを検討するものとする。

### (5) 再エネ導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の作成

中間目標（2030年）、長期目標（2050年）における再エネ種別の導入目標及び温室効果ガス削減目標値を作成する。なお、目標設定については、国の目標等を念頭に置きつつ、本市の地域特性、今後の人口推移や産業活動等の動向、国県並びに本市施策の反映等の根拠に基づき推計するものとする。

### (6) 上記(4)及び(5)を実現するために必要な政策、指標、体制の検討

本市の有するエネルギーポテンシャルを最大限活用する施策及び役割分担や体制、目標年（2030年、2050年）に合わせた指標等について具体的に検討する。

本業務終了後は、毎年度削減効果の検証を行うことから、指標の検討に当たっては、その根拠となる数値が国・県などの公表値であり、かつ年1回以上の頻度で公表されているものを設定するよう努めること。また、根拠資料の入手方法及び算定方法

を提示すること。

施策の検討に当たっては、特に以下の点について重点的に検討すること。

- ①市の事務・事業における温室効果ガス削減に資する施策
  - ②市民生活・事業活動における温室効果ガス削減に資する施策（市民・事業者への普及啓発、推進に向けた役割分担、産業・部門別の施策等含む）
  - ③環境、防災、経済、地域課題の解決に繋がる施策
  - ④市域内で先行的に脱炭素化の事業が見込まれるエリアの検討及び実現可能な施策
- なお、施策の体系は、内容が分かりやすく効果があるだけでなく、地球温暖化対策実行計画策定済みを前提とする補助金や交付金が広く活用しやすいように、偏りのない施策体系とする。

#### (7) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）の作成

これまでの調査結果及び検討内容を踏まえ、加茂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の本編及び概要版を素案としてとりまとめる。

作成に当たっては、ロードマップなど市民が理解しやすいよう、図やイラストを使用するなど分かりやすさを考慮し、市と十分協議した上で市が指定する日までに作成すること。

#### (8) パブリックコメントの実施

市のホームページや広報等で公表するための関連資料の作成を支援する。パブリックコメントで寄せられた市民からの意見を取りまとめ、回答案を作成する。

#### (9) 会議の資料作成・開催補助

以下の会議の開催に当たり、資料作成、会議への参加、助言、議事要旨の作成を行うものとする。

- ・加茂市環境審議会（3回開催程度）
- ・庁内会議（3回開催程度）

#### (10) 実施スケジュールの提案

本計画策定における契約から計画決定までのスケジュールを提案すること。

## 6. 成果物

- |                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (1) 業務報告書                         | 2部 |
| (2) 加茂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（素案）     | 2部 |
| (3) 加茂市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版（素案）  | 2部 |
| (4) 上記(1)から(3)までの各電子データ           | 1式 |
| (5) 関連資料（本業務内で収集した資料、根拠資料等）の電子データ | 1式 |

## 7. その他

(1) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書での提案事項についても実施すること。

(2) 業務報告後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

- (3) 受託者は、市が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
- (4) 成果物その他これに類するものの著作権及び利用権は、本市に帰属するものとし、受託者は著作権を行使できないものとする。
- (5) 成果物等に掲載する各種の試算については、今後の改訂等を見据え、結果のみならずその前提条件、計算方法等を示すこと。また、文献その他の資料を引用した場合は、その資料名を明記すること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。
- (7) 市は、必要に応じて、業務の実施状況について随時実地に調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。
- (8) 本仕様に定めのない事項については、市と受託者が協議した上で決定する。